

○経済産業省令第二十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「産業保安監督部長。」の下に「次項並びに」を加え、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 出力二千キロワット未満の水力発電所（自家用電気工作物であるものに限る。）に係る第一項の表第一号又は第六号に掲げる事業場のうち、当該水力発電所の保安管理業務の委託契約が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣の承認を受けたものについては、同項の規定にかかわらず、ダム水路主任技術者を選任しないことができる。

第五十二条の二中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第一号イを次のように改める。

イ 前条第二項の場合にあつては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあつてはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。

第五十三条中「第五十二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）

二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）

三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）

四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム

水路保安法人」という。）

五 保安業務従事者

第五十三条第五項中第四号を同項第五号とし、同項第三号中「、電気保安法人又は」を「及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

第五十三条の二中「第五十二条第三項」を「第五十二条第四項」に改める。

様式第四十三中「~~第52条第2項~~」の下に「又は第3項」を加える。

様式第四十四中「第53条関係」を「第53条の2関係」に、「第52条第3項」を「第52条第4項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。